

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	予防接種の実施等に関する事務(高齢者に関するもの)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託先との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

さつま町長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種実施に関する事務(高齢者に関するもの)
②事務の概要	予防接種法の規定及び条例に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種予診票の発行 ③予防接種資格者台帳の照会 ④予防接種に係る実費徴収に関する事務 ⑤予防接種による被害者救済に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第19条第8号及び別表14の項 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	ほけん福祉課
②所属長の役職名	ほけん福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	さつま町役場 ほけん福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さつま町役場 ほけん福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I-5 ②所属長	四位 良和	櫻 伸一	事後	人事異動による
平成30年9月1日	I-5 ②所属長の役職名	保健福祉課長 櫻 伸一	保健福祉課長	事後	様式変更に伴う変更
平成30年9月1日	対象者数	平成29年9月1日	平成30年9月1日	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	取扱者数	平成29年9月1日	平成30年9月1日	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	対象人数	平成30年9月1日	令和1年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	取扱者数	平成30年9月1日	令和1年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	IV リスク対策	—	リスク対策の評価を実施	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月29日	対象人数	令和1年9月1日	令和2年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和2年6月29日	取扱者数	令和1年9月1日	令和2年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	対象人数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	取扱者数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法の改正に伴う変更
令和4年6月29日	対象人数	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	取扱者数	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	対象人数	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	取扱者数	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和6年4月1日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ①部署	保健福祉課	ほけん福祉課	事後	組織再編による
令和6年4月1日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長	ほけん福祉課長	事後	組織再編による
令和6年4月1日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	さつま町役場 保健福祉課 (鹿児島県薩摩郡 さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53- 1111)	さつま町役場 ほけん福祉課 (鹿児島県薩摩 郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53- 1111)	事後	組織再編による
令和6年4月1日	I-8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	さつま町役場 保健福祉課 (鹿児島県薩摩郡 さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53- 1111)	さつま町役場 ほけん福祉課 (鹿児島県薩摩 郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53- 1111)	事後	組織再編による
令和6年6月28日	II-1 対象人数 いつの時点の係数か	令和5年6月1日	令和6年6月1日	事後	見直しによる
令和6年6月28日	II-2 取扱者数 いつの時点の係数か	令和5年6月1日	令和6年6月1日	事後	見直しによる
令和6年6月28日	I-3 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の10の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 ・第10条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項及び別表14の項	事後	見直しによる
令和6年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号表別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第一欄(情報照会者)が 「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防 接種」が含まれる項(16の2, 17, 18, 19の項) (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 ・第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年 法律第二十七号)第19条第8号及び別表14の項 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年 法律第二十七号)第22条	事後	見直しによる